平成２８年（フ）第２０２号
茨城県土浦市木田余東台５丁目12番２号　ペアーズホームＡ102
債務者　皆藤　風花
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第９３号
茨城県坂東市岩井4276番地５　ミドリコーポ11　303号室
債務者　間中　啓一
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１３１号
茨城県古河市小堤1913番地222
債務者　實廣　敦美（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１４６号
茨城県筑西市茂田1447番地１
債務者　浅野　　裕
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１５１号
茨城県桜川市真壁町古城53番地１　エルスリー真壁
債務者　鈴木　輝光
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６１号
茨城県結城市新福寺５丁目３番地４　レオパレス城南205
債務者　中村　弘樹
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６２号
茨城県常総市本石下4922番地　豊和レジデンス202
債務者　鴇崎　賢司
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６８号
茨城県筑西市桑山1166番地
債務者　大久保博恵
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５４３号
川崎市高津区下野毛２－１－３　医療法人社団　ハートフル川崎病院、住民票上の住所川崎市高津区久末682番地
債務者　高田　裕介
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９６号
山梨県南アルプス市桃園583番地１　フレグランス宮原Ｃ棟103号室
債務者　樋口　利幸
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
山梨県甲府市国母３丁目13番19号
債務者　丹沢　純二
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
長野市中御所５丁目８番12－５号　ヴィラ岡村南館207号
債務者　宮田　　工
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８９号
長野県上田市中之条1203番地70　県住Ａ５－205号
債務者　酒井利枝子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２００号
静岡県富士宮市淀師158番地の10　ブリエＹＯＤＯＳＨＩ201、前住所富士宮市外神906番地
債務者　佐野　円香
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７８号
三重県桑名市大字小貝須428－１　コスパイア102号、住民票上の住所三重県桑名市新西方４丁目103番地
債務者　牧野　友和
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
三重県桑名市大字森忠717番地１
債務者　鈴木　知宏
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係